

国分寺市有料自転車等駐車場指定管理業務仕様書

国分寺市有料自転車等駐車場指定管理業務については、国分寺市有料自転車等駐車場条例（平成2年条例第14号。以下「条例」という。）、国分寺市有料自転車等駐車場条例施行規則（平成2年規則第26号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この仕様書による。

1 管理運営の基本方針

自転車等駐車場利用者が施設を公平かつ安全・快適に使用できるようサービスを提供し、かつ施設の効用を最大限に発揮できるよう適切な人員を配置するとともに、当該施設の管理運営に努めるものとする。

2 指定管理者が管理する対象施設

別添「自転車等駐車場施設一覧表」のとおり

3 人員配置

自転車等駐車場利用者が施設を公平かつ安全・快適に使用できるよう、また施設規模に対して過剰な配置とならないように、適切な人員を指定管理者が判断して配置すること。

また、施設を管理運営するにあたり、以下の業務内容を行う人員を配置すること。

○統括責任者、副統括責任者を各1名配置し、管理員は常駐勤務とする。

○所轄の消防署が防火対象物とする自転車駐車場については、防火管理者を配置すること。

令和4年現在の所轄消防署が防火対象物とする施設は、以下2施設である。

①西国分寺駅南口自転車駐車場

②国分寺駅北口地下自転車駐車場

※所轄の消防署による防火対象物の指導方法に変更がある場合は、指定管理者において適宜適切に対応するものとする。

(1) 人員配置

○統括責任者・副統括責任者

本市のために統括責任者及び副統括責任者を選任し、統括責任者については国分寺駅南口自転車駐車場事務室に配置すること。なお、勤務日の都合上、統括責任者が休日となる日においては、副統括責任者が指示、監督にあたること。

○場長（現場責任者）

別添「自転車等駐車場施設一覧表」の1、3、5、8、9の各場に場長（現場責任者）を各1名配置し、当該施設（関連施設を含む）を管理すること。

○管理員

自転車駐車場の管理に必要な人数を施設ごとに従事させ、管理に支障のない勤務体制とすること。

<人員配置の基本的な考え方>

自転車等駐車場利用者が施設を公平かつ安全・快適に使用できるよう、また施設規模に対して過剰な配置とならぬように、適切な人員を指定管理者が判断して配置することを原則としつつ、下記の項目に留意し人員配置を行うこと。

※1 業務開始時間から帰宅時間のピークを越えるまで（午後8時まで）は、最低2名を配置すること。

※2 朝・夕等の混雑が認められる時間帯においては、場内の安全管理がしっかりと行われるよう特に配慮した人員配置をすること。

※3 国分寺駅北口地下自転車駐車場については、業務開始時間から午前10時までは出勤時間のピークのため最低4名を配置するものとし、午前10時から帰宅時間のピークを越えるまでは最低3名を配置し、その後閉場時間までは最低2名を配置すること。

※4 上記配置人員は、下回ることはない最低基準であるものとし、安全に管理・誘導等が行える適切な人員配置を計画すること。

<人員配置に関する留意事項>

指定管理期間開始後の管理運営状況によって、安全管理上人員の不足が認められると市が判断した場合は、協議の上、指定管理者は人員の補充を行うこと。

(2) 業務内容

| | 配置人員 | 業務内容 |
|---|---------------|--|
| 1 | 統括責任者 | ①自転車駐車場を巡回し、仕様書に基づく管理運営に関する業務及び現場の管理監督を行う。 ②自転車駐車場場長・管理員等の労務・福利管理に関する業務。 ③苦情、事故等の二次対応。 ④登録個人情報に関する管理業務（個人情報管理責任者）。 ⑤自転車駐車場内外の施設・機器類・設備等の安全管理監督業務。 ⑥自転車駐車場の場長の監督。 ⑦市への提出書類チェック及び作成業務。 |
| 2 | 副統括責任者 | ①統括責任者を補佐すると共に、統括責任者が不在となるときは、その業務を代位し業務を行う。 |
| 3 | 場長 (現場責任者) | ①統括責任者及び副統括責任者を補佐すると共に管理員を指導し、日々の自転車駐車場管理の業務全般を行う。 ②一時使用証、申請書等の書類管理、保管業務。 ③帳票類の作成業務。 ④個人情報に関する帳票類の保管管理業務（個人情報取扱担当者）。 ⑤業務日誌の作成管理。 |

| | | |
|---|-------|---|
| | | ⑥苦情，事故等の一次対応。 ⑦使用料の徴収と集計及び銀行への振込み（金銭取扱い保管責任者）。 ⑧日計表・月報・収支集計表の作成。 |
| 4 | 管理員 | ①適宜，自転車駐車場管理の業務全般を行う場長の補佐。 ②入出庫受け入れ業務（利用者からの使用料徴収等）。 ③自転車駐車場内の清掃。 ④自転車駐車場内の巡回（違法駐車の警告，誤入庫車の是正と移動）。 ⑤自転車駐車場内の安全確保を行う（災害時や緊急時には，速やかに自転車駐車場利用者の安全を確保すること）。 ⑥定期使用者の申請受付・更新・取消受付に関わる業務。 |
| 5 | 防火管理者 | ①防火対象物において，防火上必要な業務を行う。 ②防火対象物の防火上の管理・予防・消防活動を行う。 |

4 業務時間，使用方法及び使用料金等

(1) 業務時間

| | 自転車駐車場名 | 業務時間 | 施設の開場時間 |
|---|------------------|------------------------|--------------------|
| 1 | 西国分寺駅南口自転車駐車場 | 午前5時30分から 翌日午前1時 | 午前6時から翌日午前 1時まで |
| 2 | 西国分寺駅南口第2自転車駐車場 | 1の業務時間に準じる (随時巡回管理) | 終日 |
| 3 | 西国分寺駅北口自転車駐車場 | 午前5時30分から 翌日午前1時 | 終日 |
| 4 | 西国分寺駅北口第2自転車駐車場 | 3の業務時間に準じる (随時巡回管理) | 終日 |
| 5 | 国分寺駅南口自転車駐車場 | 午前5時30分から 翌日午前1時 | 午前4時から翌日午前 1時まで |
| 6 | 国分寺駅南口原動機付自転車駐車場 | 5の業務時間に準じる (随時巡回管理) | 終日 |
| 7 | 殿ヶ谷戸庭園西自転車駐車場 | 5の業務時間に準じる (随時巡回管理) | 終日 |
| 8 | 国分寺駅北口自転車駐車場 | 午前5時30分から 翌日午前1時 | 午前6時から翌日午前 1時まで |
| 9 | 国分寺駅北口地下自転車駐車場 | 午前5時30分から 翌日午前1時 | 午前4時から翌日午前 1時まで |

※ 最終電車の到着が遅れた場合は，電車到着後30分程度閉場を延ばすこととする。

※ 閉場時間後，閉場事務に時間を要する場合は，当該時間を業務時間に盛り込み業務時間を延長することができるものとする。

(2) 駐車場の使用方法

○機械管理（入場及び退場の管理並びに使用料の徴収を機械により行うことをいう。）実施施設は、設置機械に応じた対応とする。

○一時使用

一時使用の申請があった場合は、一時使用料を徴収し、自転車等駐車場一時使用証（以下「一時使用証」という。）を発行する。入退場の手順については、以下のとおりとする。

<一時使用自動券売機の使用手順（機械管理実施施設の場合）>

※自動券売機とは機械管理実施施設における設置機械をいう。

【入場】

手順①一時利用者が自動券売機にて一時使用証を受領する。

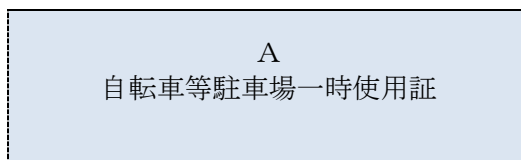
手順②使用箇所に案内する。

【退場】

手順①一時利用者が入場時に受領した一時使用証を自動券売機に挿入し、使用料を支払い、退場する。

手順②使用承認期間を超過しているものについては、新たな使用承認が必要なため超過使用料を徴収する。利用者が自動券売機にて超過日数に該当する使用料を支払う。なお、一時使用の承認期間については、規則別表第2（第4条関係）に定めるところによる。

自動券売機による一時使用証の記載内容（参考）



<機械管理未実施施設及び自動券売機が使用できない際の一時使用の使用手順（最初の2時間無料未導入施設の場合）>

（一時使用証は付番し、通し番号で管理をすること。）

【入場】

手順①利用者より口頭による申請を受けて、利用者が入場するときに領収書控（A）と一時使用証（B）を切り離す。

手順②一時使用証（B）と領収書（C）を切り離し、一時使用証（B）を自転車のハンドル等に巻きつける。

手順③使用料と引き換えに、切り離した領収書（C）を利用者に渡す。

手順④領収書控（A）は保管し、市に提出する。

【退場】

手順①入場時に取り付けた一時使用証（B）を切り離す。切り離した一時使用証（B）は再使用ができないよう破棄する。

手順②使用承認期間を超過しているものについては、新たな使用承認が必要なため超過

使用料を徴収する。超過している一時使用の利用者からは、領収書控（A）、一時使用証（B）、領収書（C）それぞれに超過の標記をし、超過日数に該当する領収書（C）を超過使用料と引き換えに利用者に渡す。領収書控（A）、一時使用証（B）は保管し、市に提出する。なお、一時使用の承認期間については、規則別表第2（第4条関係）に定めるところによる。

一時使用証の記載内容（参考）

| | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| A 領収書(控) No. XXXXX | B 自転車等駐車場一時使用証 No. XXXXX | C 自転車等駐車場一時使用証 領収書 No. XXXXX |
|---------------------------------|---------------------------------------|--|

<一時使用自動券売機が使用できない際の一時使用の使用手順（最初の2時間無料導入施設）>

（一時使用証は付番し、通し番号で管理をすること。）

【入場】

手順①利用者より口頭による申請を受ける際、2時間以内の利用か確認し、2時間以内の利用である場合、利用者が入場するときに一時使用証（B）に現在時刻を記入（印字）し、領収書控（A）、一時使用証（B）と領収書（C）は切り離さず、自転車のハンドル等に巻きつける。

手順②2時間以内の利用者以外の場合、利用者が入場するときに領収書控（A）と一時使用証（B）、領収書（C）を切り離し、一時使用証（B）を自転車のハンドル等に巻きつける。

手順③使用料と引き換えに、切り離した領収書（C）を利用者に渡す。

手順④領収書控（A）は保管し、市に提出する。

【退場】

手順①2時間以内の利用者の場合、入場時に取り付けた領収書控（A）、一時使用証（B）と領収書（C）を切り離し、一時使用証（B）に記載した時刻と現在時刻（退出時刻）を確認し、2時間以内であれば使用料を徴収せず、利用者は退場する。

手順②切り離した領収書控（A）、一時使用証（B）、領収書（C）は保管し、市に提出する。

手順③2時間を超過している場合、使用承認期間内であることを確認したのち、利用者から使用料を徴収する。徴収した使用料と引き換えに領収書（C）を利用者に渡す。切り離した領収書控（A）、一時使用証（B）は保管し、市に提出する。

手順④2時間を超過し、かつ使用承認期間を超過しているものについては、新たな使用承認が必要なため使用料に加え、超過使用料を徴収する。利用者には、領収書控（A）、一時使用証（B）、領収書（C）それぞれに超過の標記をし、超過日数に該当する領収書（C）及び切り離した領収書（C）を使用料に加え超過使用料を徴収した後、引き換えに渡す。領収書控（A）、一時使用証（B）は保管し、

市に提出する

手順⑤ 2時間以内の利用者以外の場合、入場時に取り付けた一時使用証（B）を切り離す。切り離した一時使用証（B）は再使用ができないよう破棄する。

手順⑥ 使用承認期間を超過しているものについては、新たな使用承認が必要なため使用料に加え、超過使用料を徴収する。利用者には、領収書控（A）、一時使用証（B）、領収書（C）それぞれに超過の標記をし、超過日数に該当する領収書（C）を超過使用料と引き換えに利用者に渡す。領収書控（A）、一時使用証（B）は保管し、市に提出する。なお、一時使用の承認期間については、規則別表第2（第4条関係）に定めるところによる。

一時使用証の記載内容（参考）

| | | |
|---------------------|---|----------------------------------|
| A | B | C |
| 領収書(控) No. XXXXX | 自転車等駐車場一時使用証 2時間以内利用者の場合 入場時刻を記入 No. XXXXX | 自転車等駐車場一時使用証 領収書 No. XXXXX |

規則別表第2（第4条関係）該当自転車駐車場抜粋

1 機械管理による自転車駐車場

| 駐車場名 | 承認期間 |
|----------------|-----------------------|
| 西国分寺駅北口自転車駐車場 | 入場したときから24時間を経過するときまで |
| 国分寺駅南口自転車駐車場 | |
| 国分寺駅北口地下自転車駐車場 | |

2 有人管理による自転車駐車場

| 駐車場名 | 承認期間 |
|---------------|----------------|
| 西国分寺駅南口自転車駐車場 | 午前6時から翌日午前1時まで |
| 国分寺駅北口自転車駐車場 | |

○定期使用

定期使用の承認について、自転車等駐車場定期使用申請書（以下「申請書」という。）による申請を受け、使用の申請を承認したときは、使用料を徴収し、自転車等駐車場定期使用承認書（以下「承認書」という。）、定期使用券及び自転車等駐車場定期使用証（以下「定期使用証」という。）を申請者に交付する。定期使用証（シール）を貼付した利用者の入庫に際しては、使用箇所を案内する。

(3) 使用料

別紙「国分寺市有料自転車等駐車場使用料一覧」によること。

※自転車駐車場使用料改定を行う際には、指定管理者においても各自転車駐車場において使用料改定に伴う事務等に協力すること。

5 指定管理者が行う業務の内容

(1) 自転車駐車場の使用に関する業務

- ① 条例及び規則に基づき、指定管理者が行うことができる処分は以下のとおりとする。

(指定管理者名で処分内容の書類を交付する。)

(ア) 自転車駐車場使用申請者に対する、承認、不承認、承認の取消し等の処分。なお、定期使用料の減免にかかる手続きは市が行い、指定管理者は市が交付した承認書に基づき使用料の手続きを行う。

(イ) 使用料を徴収すること。

(ウ) 自転車駐車場の全部又は一部を休止すること。

(エ) 使用の承認期間を超えて駐車している自転車等又は承認を受けずに駐車している自転車等の移動（自転車駐車場からは市が運搬、保管、処分をする。）

- ② 帳票類の準備及び管理

指定管理者は、条例、規則で定めた帳票類及び管理に必要な帳票類を常備し、適正に管理しなければならない。

- ③ 使用の承認と使用料の収入事務

使用料の収入事務については、国分寺市会計事務規則第38条及び収入事務の私人委託に関する事務取扱基準を基に行う。市は指定管理者に対し、収入事務受託者証を交付する。

(ア) 収入事務受託者証を利用者の見やすい場所に掲示すること。

(イ) 徴収した使用料の集計作業ならびに、入金作業を行うものについて金銭取扱い上の保管責任者として届出をすること。

(ウ) 徴収した使用料の現金の保管及び集計等については正確に行うこと。

(エ) 使用料を徴収した際は、収入事務受託者保有の領収印を押印した領収書を交付すること。

(オ) 領収書の交付は、収入事務受託者の名において行い、収入事務受託者である旨を明記すること。

(カ) 収入事務受託者が当日徴収した使用料は、原則としてその日のうちに集計をし、日報（日計表）の作成をすること。

(キ) 集計した使用料は、鍵のかかる金庫に保管するなど厳重な管理を行うこと。

(ク) 使用料は、納付書によって、翌日（その日が金融機関の休日にあたる場合は、その直後の営業日）、指定金融機関等に払い込むこと。

(ケ) 使用料は、払い込み処理後速やかに、現金出納票に記帳すること。

(コ) 収入事務受託者が収入した際の使用申請書類、集計表及び指定金融機関等に払い込みをした際の領収書等は、収入日ごとに取りまとめ保管すること。

(サ) 毎月の業務終了後、1か月分を取りまとめた集計表を作成し、根拠となる書類（原本による確認）と一緒に速やかに提出すること。

(シ) 使用料の収入事務を再委託しないこと。

(ス) 徴収又は収入した使用料について、亡失その他の事故があった時は、事故報告書を直ちに作成し提出すること。

(セ) 一時使用料の徴収（国分寺駅北口自転車駐車を除く。）は、交通系電子マネーによる決済も可能とすること。

(ソ) 交通系電子マネーによる使用料の徴収については、収入事務受託者の名のもとに領収することとし、領収書等は収入事務受託者名で交付すること。

(タ) 一時使用

一時使用の申出があった場合、使用できる状況（空車等）であれば一時使用証を発行する。使用の承認期間を過ぎた利用者へは、超過分の使用料を徴収する。

(チ) 一時使用状況の報告

毎月19日までに一時使用状況の報告をすること。また、一時使用が満車になった際には、その都度速やかに市に報告すること。

(ツ) 定期使用

定期使用の申請があった場合、使用できる状況（空車等）であれば申請書を受付し、承認する。

使用料を徴収し、承認書（領収印を押したもの）、定期使用券及び定期使用証（シール）を交付する。なお、承認期間は、原則として1、3、6か月ごとを単位とする。

定期使用の取消しの届出があった場合、申請者から自転車等駐車場定期使用取消し兼使用料返還申請書を受付する。なお、1か月以上を残して取消しの届出があった場合は、該当する月数分の返金の取次事務をする。

(テ) 定期使用状況の報告

毎月19日までに定期使用状況の報告をすること。

④ 駐車場に関する管理業務

(ア) 入出庫管理

駐車場利用者の安全を確保し、利用者が円滑に駐車できるよう必要な措置を講ずる。

なお、国分寺駅北口地下自転車駐車場においては、特に朝方の混雑時（午前7時から9時の間）には、接道する交通広場地上出入口付近等について周囲における交通安全対策等に十分な配慮をし、利用者を誘導するとともにトラブルがないよう対応すること。

(イ) 駐車場内外の清掃・管理

利用者が清潔感を持って使用できるよう駐車場内を清掃する。また、駐車場の周辺においても、清掃に努める。

自転車駐車場内の照明器具の球切れ等があった場合は、指定管理者が速やかに交換する。器具等の故障により現場で対応できない場合は、速やかに市に連絡する。

(ウ) 長期駐車のチェック

7日間以上の長期放置自転車等が生じないように定期的にチェックする。なお、長期放置自転車と判断されるものがあった場合は、市に撤去依頼を行う。

(エ) 防犯カメラの管理・運用

本市の防犯カメラの設置運用基準に従い、防犯カメラ取扱責任者のもと管理・運用すること。

(オ) 自転車駐車場の安全管理

自転車駐車場の点検・修繕等、施設の維持管理上必要な作業を実施する場合は、指定

管理者においても、管理員を配置する等、安全管理に努めること。

⑤ 駐車場の使用形態について

指定管理期間内において、駐車場環境の変化により市が駐車場の使用形態を変更する場合は、その変更に関与すること。

(2) 自転車駐車場の施設、設備及び物品の保全に関する業務

① 設備等の確認及び対応

施設内外の設備等に関してその状況を把握するとともに、毎年度収容台数の報告をすること。また、故障や事故等が発見された場合は、直ちに対応措置を取るものとし、電話等で市に一報を行い、詳細を速やかに書面で報告する。

② 施設の修繕及び整備

オートサイクルゲート・サイクルラック及び管理室内の設備等や施設の日常点検は指定管理者が実施し、異常発生時及び修繕を要する時は、市へ報告の上その指示に従うこと。

③ 点検業務

以下に掲げる点検業務については、別紙1「自転車等駐車場点検業務」の仕様に従って、指定管理者が事業者と契約を締結し、実施するものとする。

(ア) 管理シャッター点検業務（別紙1-1による）

(イ) 空調等保守点検業務（別紙1-2による）

(ウ) 空調等清掃業務（別紙1-3による）

(エ) 電気工作物保安業務（別紙1-4による）

(オ) 自家用発電設備点検整備業務（別紙1-5による）

(カ) サイクルコンベア保守点検業務（別紙1-6による）

(キ) 夜間機械警備及び巡回警備業務（別紙1-7による）

(ク) エレベーター保守点検業務（別紙1-8による）

(ケ) 防犯カメラ保守点検業務（別紙1-9による）

(コ) オートサイクルゲートシステム等保守点検業務（別紙1-10による）

(サ) オートサイクルゲートシステム遠隔管理業務（別紙1-11による）

ただし、(エ) (オ) (ク) は有資格者による点検を行うこと。

(3) 苦情等の処理

① 問い合わせ・苦情等の対応について、各自転車駐車場若しくは本社等に専用窓口（コールセンター等）を設置し対応・処理をすること。

② 苦情等には、誠意をもって対応に努めるとともに、その経緯を速やかに市へ報告し、協議の上対処すること。なお、公の施設を管理していることを十分に認識し、苦情等の処理に当たっては、金品等による解決を図ってはならない。

③ 苦情等の事後処理については、発生から解決までの対応記録を作成し、指定管理者内で記録を共有し意識の統一を図ることとする。また、指定管理者は、市へ対応記録により報告するものとする。

(4) 利用実態調査（アンケート調査等）の実施と報告

① 指定管理者は、施設利用者の満足度を把握し、管理業務や事業等の改善と評価に活かすことを目的に、毎年度4月から12月までの間に1回利用者アンケート調査を実施するもの

とする。

- ② 利用者アンケート調査の内容及び実施方法・時期は、毎年度市と指定管理者において協議し決定するものとする。
- ③ 利用者アンケート調査の結果については、調査実施後速やかにその内容を市に報告するものとする。また、各自転車駐車場においても、実施結果を公表するものとする。

(5) 災害等緊急事態に対する対応

- ① 指定管理者は、非常災害時における利用者及び職員の安全確保を図るため、消防計画及び災害等緊急時における対応マニュアルを作成し、計画的に防災訓練を実施すると同時に、設備点検・整備を実施し、利用者の安全確保に万全の対策を講じ、市に報告すること。
- ② 災害等緊急事態の発生時には、的確に対応するとともに、市に、速やかに状況報告をすること。なお、災害等緊急事態発生時にあつては、公の施設の管理者として市に協力をを行うものとする。
- ③ 国分寺市地域防災計画に基づき、災害等緊急事態発生時の対応に係る詳細について、市と指定管理者が協議の上、別途定めるものとする。

6 指定管理の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

| 施 設 | 指定管理の期間 |
|----------------------|------------------------|
| 別添「自転車等駐車場施設一覧表」のとおり | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

7 指定の取消し

市の指示に従わなかったとき、その他管理を継続することが適当でない認められるときは、市は指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

この場合において、指定の取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

指定の取消し等の原因となる事由としては、以下のようなものがある。

- (1) 当該施設の設置条例又は協定書の記載内容に違反した場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げた場合
- (3) 法第244条の2第10項の規定に基づく必要な指示に従わない場合
- (4) 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失った場合
- (5) 申込み時に提出した書類の内容に虚偽があると判明した場合
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される場合
- (7) 法令違反等により当該指定管理者に管理業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断される場合

- (8) 指定管理者から指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止の申し出があった場合
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが判明した場合
- (10) その他市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとする場合

8 文書の管理・保存の徹底

指定管理者は、業務執行上作成または受領した文書について、国分寺市文書管理規則（平成12年規則第30号）の規定に基づき、適正に管理・保存しなければならない。また、指定管理期間終了時、当該文書等を市の指示に従い引き渡すこととする。

9 情報の公開

指定管理者は職務において作成し、又は取得した管理・運営に関する文書等について、国分寺市情報公開条例及び国分寺市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）を遵守し公開しなければならない。

10 個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護

指定管理者は、保護条例の規定による個人情報の適正管理及び情報セキュリティの保護に必要な措置を講じなければならない。

また、指定管理者に係る管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

11 秘密の保持

指定管理者と指定管理者に係る管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

12 原状の回復

指定管理の期間が満了したときは、速やかに当該施設及び付帯設備を原状に回復しなければならない。指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命ぜられたときも同様とする。ただし、市長の承認を得た場合はこの限りでない。

13 損害賠償義務

指定管理者の責任に帰すべき損害が生じた場合は、指定管理者は損害賠償義務を負う。

また、市が賠償したとき、指定管理者の責任に帰すべき場合は、市は指定管理者に費用を求償することができる。

14 事業実施状況自己評価の実施

- (1) 指定管理者は、協定書・仕様書及び事業計画書に基づき事業が遂行されているか、自己評価を実施するものとする。
- (2) 指定管理者は、自己評価の結果を管理業務や事業等に反映するとともに、著しく低い評価となった事項がある場合は速やかに市に報告するものとする。
- (3) 自己評価の実施結果については、事業報告書に添付して市に報告するものとする。

15 業務実施に付随して指定管理者が行う事項等

(1) 研修の実施

実務や待遇等の必要な社員研修を適宜実施し、円滑な業務と、正当かつ公平な利用の確保を図ること。また、自転車駐車場の管理運営に関して必要と考えられる研修を以下の通り実施し、実施毎に報告すること。

- ① 公金の取扱いに関する研修
- ② 業務の背景にある法令などに関する研修
- ③ 業務（入退場・報告など）に関する研修
- ④ 接遇に関する研修
- ⑤ 災害時及び緊急時等に関する研修（AED設置施設における、AED取り扱い研修を含む）

※上記①から⑤の研修については、全従業員を受講対象とすること。

(2) 管理責任の備え

管理責任に係る保険等は、指定管理者が加入する。

(3) 指定管理開始前の準備

指定管理者の決定を受けた者は、円滑に業務が行えるよう、指定管理を開始する日の前に、管理運営に係る事前準備を行うとともに、従前に管理を行う者から市の立合いのもとに必要な引継ぎを受けるものとする。

(4) 指定終了時における措置等

指定管理期間の終了、指定の取消し等により指定管理者の指定が終了となる場合は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継書を作成し、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータを遅滞なく提出しなければならない。

また、市が認めるものを除き、指定が終了となるものにより、原状回復措置を行わなければならない。

16 指定管理に係る経費

(1) 指定管理の経費等

指定管理者の業務を実施するために必要な経費は、指定管理者が応募の際に提示した経費額をもとに、指定管理費、支払時期及び支払方法等を協定で定めて指定管理者に支払う。

(2) 指定管理の対象経費

指定管理の対象とする経費は、施設の管理運営に係る次に掲げる経費とする。

① 人件費

従業員給与、超過勤務、臨時雇用の賃金など

② 事務費

(ア) 市への報告書類，一時使用証，その他の印刷物の作成に要する経費

(イ) 消耗品（事務用品，作業服等）の購入費

(ウ) オートサイクルゲートシステム関連消耗品（一時使用証，領収証，印字用リボン，プリンターインク等）の購入費

別紙2「国分寺市有料自転車等駐車場 オートサイクルゲート関連消耗品等実績」を基に積算すること。

※釣り銭資金については，指定管理者が用意するものとする。

(エ) 交通系電子マネーによる使用料徴収に係る端末費用及び関連消耗品（領収書等）の購入費

※指定管理者が決裁端末を設置する駐車場

西国分寺駅南口自転車駐車場

(オ) 交通系電子マネーによる使用料徴収に係る決済手数料

交通系電子マネーによる使用料の徴収において生じる手数料については，指定管理費で計上するものとし，市へ納付する使用料から当該手数料は差し引かないこととする。

別紙3「国分寺市有料自転車等駐車場 一時使用料収入実績」を基に積算すること。

③ 通信運搬費及び光熱水費

別紙4「国分寺市有料自転車等駐車場 光熱水費等支払実績」を基に積算すること。

※電力自由化により電力供給事業者の契約先を変更する場合は，事前に市の承認を得ること。

④ 一般管理費

指定管理を行うために必要とする経費，指定管理業務の引継ぎに係る経費等

⑤ 施設の設備で市が指示する点検費用

⑥ 市が指示する業務時間外の警備業務

⑦ 施設に係る火災保険及び市民総合賠償保険は市の負担とし，施設管理賠償保険及び盗難保険並びに指定管理者が必要と認める保険は指定管理者の負担とする。

⑧ 施設の修繕及び整備に係る経費については市の負担とする。ただし，簡易修繕（1件につき10万円未満（消費税及び地方消費税を含まず）の修繕），指定管理者の瑕疵，不法行為による修繕は指定管理者の負担とする。

別紙5「国分寺市有料自転車等駐車場 簡易修繕実績一覧」を基に積算すること。

(3) 指定管理費の管理

指定管理者は，市から支払われた指定管理に係る経費の専用口座を設けるとともに，帳簿を備え付け，適正に管理する。

17 環境配慮

国分寺市グリーン購入基本方針及び国分寺市グリーン購入ガイドラインに基づき，可能な範囲でグリーン購入に努め，環境に配慮するものとする。

18 その他

この仕様書に疑義が生じた場合，定めのない事項があった場合，又はこの仕様書の内容を変更する必要が生じた場合は，市と指定管理者が協議の上，定めるものとする。

自転車等駐車場施設一覧表

別添

| 名 称 | 所 在 地 | 敷地面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) | 形 態 | 収容台数 (台) | 定期 | 一 時 | 利用時間 (開場時 間) | 管理時間 (業務時 間) | 機械警備 | 交通系 ICカード 決済用端末 | 駅距離 (m) | |
|-------------|--|-------------|--|--|-------------|----|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|------------------|-----|
| 1 西国分寺駅南口 | 泉町3-35-1-113 | 700 | 1,452 | 地下2階 屋根有 2段ラック ラック, 平置 | 1,015 | 自 | 767 | 248 | 6:00 ∩ 翌1:00 | 5:30 ∩ 翌1:00 | 無 | 有 (指定管理 者) | 70 |
| 2 西国分寺駅南口第2 | 泉町3-35-31 | 145 | 145 | 高架下 屋根有 ラック | 105 | 自 | 105 | — | 終日 | 巡回管理 | 無 | 無 | 40 |
| 3 西国分寺駅北口 | 西恋ヶ窪2-3-10(東) 西恋ヶ窪2-3-3 西恋ヶ窪2-3-4(西) | 2,103.48 | 2,103.48 | 平面 屋根無 2段ラック, 平置 | 2,367 | 自 | 1,106 | 1,203 | 終日 | 5:30 ∩ 翌1:00 | 有 | 有 (市) | 40 |
| | | | | | 原 | 43 | 15 | | | | | | |
| 4 西国分寺駅北口第2 | 西恋ヶ窪2-2-17 | 112.83 | 97 | 高架下 屋根有 ラック | 85 | 自 | 85 | — | 終日 | 巡回管理 | 無 | 無 | 120 |
| 5 国分寺駅南口 | 南町3-22-17 | 328 | 1,898 | 地下2階 屋根有 ラック, 平置 | 1,271 | 自 | 867 | 430 | 4:00 ∩ 翌1:00 | 5:30 ∩ 翌1:00 | 有 | 有 (市) | 170 |
| 6 国分寺駅南口原付 | 南町3-9先 | 340 | 340 | 平面 屋根無 平置 | 131 | 原 | 131 | — | 終日 | 巡回管理 | 無 | 無 | 130 |
| 7 殿ヶ谷戸庭園西 | 南町2-16先 | 122 | 122 | 平面 屋根無 ラック | 191 | 自 | 191 | — | 終日 | 巡回管理 | 無 | 無 | 100 |
| 8 国分寺駅北口 | 本町2-1-8 | 1,624.13 | 1F 970.76 2F 970.76 RF 53.85 計 1,995.37 | 3層・屋根有 (一部屋根無) 2段ラック, ラック, 平置 | 3,146 | 自 | 3,049 | — | 6:00 ∩ 翌1:00 | 5:30 ∩ 翌1:00 | 有 | 無 | 130 |
| | | | | | 原 | 42 | 55 | | | | | | |
| 9 国分寺駅北口地下 | 本町3-1-10 | — | 1F 140.98 B1 3,066.75 計 3,207.73 | 地下1階 屋根有 2段ラック 及び平置 | 3,066 | 自 | — | 3,066 | 4:00 ∩ 翌1:00 | 5:30 ∩ 翌1:00 | 有 | 有 (市) | 80 |
| 合 計 | | | | 自転車 | 11,117 | 自 | 6,170 | 4,947 | | | | | |
| | | | | 原付 | 286 | 原 | 216 | 70 | | | | | |

提出書類一覧表

様式のサイズはA4版とします。ただし、官公庁の証明等で様式サイズが異なる場合はこの限りではありません。

1. 事業者の概要・財務状況等に係る提出書類（正本1部，副本8部。副本は写し可）

| 提出書類 | 記載内容等 |
|----------------------|---|
| (1) 指定申請書 | 国分寺市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則 第2条関係様式第1号 |
| (2) 事業者概要 (様式任意) | 団体の沿革 時系列で記載し，団体の事業内容も具体的に記載 |
| | 代表者の履歴 |
| | 役員名簿 他の法人との兼職者があるときはその旨も記載 |
| | 団体の運営に関する資料 経営理念・方針と経営の効率化透明性の確保，管理体制などが分かる内容のもの |
| | 施設管理運営の実績 同様な施設での指定管理・管理運営委託等の実績を一覧で示すこと（全件網羅しなくてよい） また運営期間がわかる協定書・契約書等を添付すること（できるだけ長期にわたり受託を継続していることが分かるもの1件でよい） 指定管理に係る取り組み・考え方については「事業計画及び企画提案書」の項目6に記載すること |
| (3) 定款 | 最新のもの |
| (4) 法人登記簿謄本等 | 法人の場合は，現在事項全部証明書 団体の場合であって，法人格を有しない場合は，団体の代表者の身分証明書 (申請申込の日前3か月以内に発行されたもの) |
| (5) 印鑑証明 | 申請申込の日前3か月以内に発行されたもの |
| (6) 財務関係書類 (様式任意) | 指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去3箇年の財務諸表および科目内訳明細書 |

| | |
|------------------|--|
| (7) 納税証明書等 | ①納税証明書その1 (法人税) ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の所得税の納税証明書 ②納税証明書その1 (消費税及び地方消費税) ③法人事業税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、必要なし ④法人住民税の納税証明書 ※団体の場合であって、法人格を有しない場合は、団体の代表者の個人住民税の納税証明書 |
| (8) 共同事業体協定書兼委任状 | 共同事業体を構成する団体名等 ※共同事業体で申請する団体のみ必要 |

2. 事業運営に関する計画書等 (正本1部, 副本8部。副本は写し可)

| 提出書類 | 記載内容等 |
|-------------|--|
| 事業計画及び企画提案書 | 項目ごとに具体的に記載 |
| 収支計算書 | 次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 指定管理業務の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載 (一般管理費等の施設管理に直接関わる費用以外の経費を計上する場合は、その根拠を含む) (3) 指定管理者に支払う対象の経費とするもの (4) 消費税 |
| 自主事業収支計算書 | 次の事項に留意し、事業年度ごとに区分して作成 (1) 事業年度4月1日から翌年3月31日までの計算 (2) 自主事業の実施に係る経費項目及び積算根拠などを具体的に記載 (3) 消費税 |
| 人員配置計画書 | 管理運営上の適正な人員配置とするもの |

※各書類にはページ番号及びインデックスを付けてください。

国分寺市有料自転車等駐車場使用料一覽

| | 施設名 | 使用区分 | 利用区分 | 利用者区分 | 使用料金 (市内) | 使用料金 (市外) |
|-----------------|----------------------|---------|------|--------|--------------|--------------|
| 国分寺駅周辺 | 国分寺駅北口自転車駐車場 | 自転車 | 定期使用 | 一般 | (1階)2,000円 | (1階)2,400円 |
| | | | | 学生 | (1階)2,000円 | (1階)2,400円 |
| | | | | 一般 | (2階)1,800円 | (2階)2,100円 |
| | | | | 学生 | (2階)1,500円 | (2階)1,800円 |
| | | | | 一般 | (屋上)1,200円 | (屋上)1,400円 |
| | | | | 学生 | (屋上)1,000円 | (屋上)1,200円 |
| | 国分寺駅北口地下自転車駐車場 | 自転車 | 一時使用 | 一般 | 3,000円 | 3,600円 |
| | | | | 学生 | 3,000円 | 3,600円 |
| | | | | 一般 | 150円 | 150円 |
| | 国分寺駅南口自転車駐車場 | 自転車 | 定期使用 | 一般 | 2,000円 | 2,400円 |
| | | | | 学生 | 2,000円 | 2,400円 |
| | 国分寺駅南口 原動機付自転車駐車場 | 原動機付自転車 | 定期使用 | 一般 | 3,000円 | 3,600円 |
| 学生 | | | | 3,000円 | 3,600円 | |
| 殿ヶ谷戸庭園西自転車駐車場 | 自転車 | 定期使用 | 一般 | 2,000円 | 2,400円 | |
| | | | 学生 | 2,000円 | 2,400円 | |
| 西国分寺駅周辺 | 西国分寺駅北口自転車駐車場 | 自転車 | 定期使用 | 一般 | 2,000円 | 2,400円 |
| | | | | 学生 | 2,000円 | 2,400円 |
| | | | | 一般 | 100円 | 100円 |
| | | | | 学生 | 100円 | 100円 |
| | | | | 一般 | 3,000円 | 3,600円 |
| | | | | 学生 | 3,000円 | 3,600円 |
| | 西国分寺駅北口第2自転車駐車場 | 自転車 | 定期使用 | 一般 | 1,500円 | 1,800円 |
| | | | | 学生 | 1,200円 | 1,400円 |
| | 西国分寺駅南口自転車駐車場 | 自転車 | 定期使用 | 一般 | (地下1階)2,000円 | (地下1階)2,400円 |
| | | | | 学生 | (地下1階)2,000円 | (地下1階)2,400円 |
| | | | | 一般 | (地下2階)1,800円 | (地下2階)2,100円 |
| | | | | 学生 | (地下2階)1,500円 | (地下2階)1,800円 |
| 西国分寺駅南口第2自転車駐車場 | 自転車 | 定期使用 | 一般 | 2,000円 | 2,400円 | |
| | | | 学生 | 2,000円 | 2,400円 | |

※定期使用は1か月あたりの使用料金です。

自転車等駐車場点検業務

1 管理シャッター点検業務

- (1) 件名 管理シャッター点検業務
- (2) 名称・所在 ①国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市南町三丁目22番17号
 ②西国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市泉町三丁目35番1—113号
 ③国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号
- (3) 作業期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 既設シャッターのメーカーとの契約とし、年2回（9月、3月を基本とする）の点検を実施すること。点検内容及び方法は、別紙1－1及び別紙1－2の「点検要領」により、シャッター設備に関連するバッテリーの残量等についても点検を行う。点検終了後、点検項目ごとに点検状況及び結果を整理した点検結果報告書を作成し、市に速やかに提出すること。なお、点検結果報告書の提出の際は、修繕や部品交換の必要性について併せて報告を行うこと。
- ①国分寺駅南口自転車駐車場
 東側入口部
 機種：ULA-12EG
 メーカー：文化シャッター(株)
 寸法(mm)：幅2950×高さ2280
 西側入口部
 機種：EGM-18GT2
 メーカー：文化シャッター(株)
 寸法(mm)：幅2480×高さ2480
- ②西国分寺駅南口自転車駐車場
 機種：ULA-12EDT
 メーカー：文化シャッター(株)
 寸法(mm)：幅2780×高さ2260
- ③国分寺駅北口地下自転車駐車場
 北側斜路付階段部出入口
 開閉器機種：F4AM2-A
 メーカー：東洋シャッター(株)
 寸法(mm)：幅2,660×高さ2,400
 ※非常用電源装置、水圧解放装置を含む
 西側斜路付階段部出入口
 開閉器機種：F4AM2-A
 メーカー：東洋シャッター(株)
 寸法(mm)：幅2,660×高さ2,400
 ※非常用電源装置、水圧解放装置を含む
 地下連絡通路部
 開閉器機種：F4AM1-A
 メーカー：東洋シャッター(株)

寸法(mm)：幅 3,000×高さ 2,700

- (5) その他 作業において、自転車駐車が開場中である場合には、十分安全を確保するとともに、シャッター閉鎖時に利用者が通行する場合は、点検作業を一時中断し通行を優先する等、対策を講じること。
作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。
- (6) 市所管課 建設環境部交通対策課

2 空調等保守点検業務

- (1) 件名 空調等保守点検業務
- (2) 名称・所在 ①国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市南町三丁目22番17号
②西国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市泉町三丁目35番1—113号
③国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号
- (3) 作業期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 下記の各機器について、年2回（9月，3月を基本とする）の点検を実施する。点検終了後、点検項目ごとに点検状況及び結果を整理した点検結果報告書を作成し、市に速やかに提出すること。
- ①国分寺駅南口自転車駐車場
- | | | |
|-----|-----------|----|
| (ア) | パッケージエアコン | 1台 |
| (イ) | ルームエアコン | 1台 |
| (ウ) | 給気ファン | 3台 |
| (エ) | 排気ファン | 3台 |
| (オ) | 換気扇 | 2台 |
| (カ) | 排水ポンプ | 2台 |
- ②西国分寺駅南口自転車駐車場
- | | | |
|-----|---------|----|
| (ア) | ルームエアコン | 1台 |
| (イ) | 給気ファン | 1台 |
| (ウ) | 排気ファン | 1台 |
| (エ) | 換気扇 | 4台 |
| (オ) | 排水ポンプ | 2台 |
- ③国分寺駅北口地下自転車駐車場
- | | | |
|-----|------------|-----|
| (ア) | ルームエアコン | 1台 |
| (イ) | 排気ファン | 7台 |
| (ウ) | 誘引ファン | 57台 |
| (エ) | 排水ポンプ(床置型) | 1台 |
| (オ) | 排水ポンプ(水中型) | 2台 |
- (5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。
- (6) 市所管課 建設環境部交通対策課

3 空調等清掃業務

- (1) 件 名 空調等清掃業務
- (2) 名称・所在 ①国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市南町三丁目22番17号
②国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号
- (3) 作業期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 下記の設備について、①については年2回の水洗いを実施し、②については年1回の清掃を実施すること。また、清掃後は実施状況を各項目ごとに整理した実施状況報告書を作成し、市に速やかに提出すること。
- ①国分寺駅南口自転車駐車場
給気チャンバー室エアフィルター（水洗い） 1式（50×50cm20枚）
- ②国分寺駅北口地下自転車駐車場
地上換気塔及び地下換気室のガラリ及びフィルター除塵 1式
- (5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。
- (6) 市所管課 建設環境部交通対策課

4 電気工作物保安業務

- (1) 件 名 電気工作物保安業務
- (2) 名称・所在 ①国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市南町三丁目22番17号
②国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号
- (3) 契約期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理業務
- 法定点検の主な内容
- [月次点検の内容]
- 外観点検で確認する設備
- (ア) 引込設備
(イ) 受電設備
(ウ) 受・配電盤
(エ) 接地工事
(オ) 構造物
(カ) 発電設備
(キ) 蓄電池設備，負荷設備
- 測定で確認する内容
- (ア) 設備電圧，負荷電流の測定により電圧値の適否及び過負荷等
(イ) B種接地に係る漏れ電流の測定により低圧回路の絶縁状態
(ウ) 高圧機器本体及び接続部等の温度測定により過熱状況
- [年次点検の内容]
- 停電により設備を停止状態にして行うもので、月次点検の内容に加え、原則として年に1回以上、次の各号の確認を行う。
- (ア) 低圧電路及び高圧電路の絶縁状態が技術基準を満たしていること
(イ) 接地抵抗が技術基準を満たしていること

(ウ) 保護継電器の動作特性及び連動動作試験の結果が正常であること

(エ) 非常用予備発電装置の起動・停止・発電電圧・発電電圧周波数が正常であること

(オ) 蓄電池設備が劣化していないこと

※毎月1回点検を行い、深夜総合点検を年1回実施すること。

※作業終了後、点検項目ごとに点検状況及び結果を整理した点検結果報告書を作成し、市に速やかに報告すること。

(5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。

(6) 市所管課 建設環境部交通対策課

5 自家用発電設備点検整備業務

(1) 件名 自家用発電設備点検整備業務

(2) 名称・所在 国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市南町三丁目22番17号

(3) 作業期間 指定管理期間

(4) 業務内容 下記の発電設備（発電機・原動機・充電装置・蓄電池）について、別紙1-3「自家用発電機点検整備基準表」のC点検（A及びB点検を含む）を年1回（11月を基本とする）実施すること。ただし、点検項目のうち実負荷運転（60分）については、模擬負荷運転（必要時間数）とすることもできるものとする。

点検終了後、点検項目ごとに点検状況及び結果を整理した点検結果報告書を速やかに提出すること。

| 発電機 | |
|---------|---------------------|
| 製造者 | (株)東京電機 |
| 発電機形式 | HS-ZK |
| 定格出力 | 125KVA |
| 定格電圧 | 200V |
| 定格電流 | 361A |
| 定格周波数 | 50Hz |
| 定格回転速度 | 1500rpm |
| 極数 | 4P |
| 相数 | 3Φ3W |
| 力率 | 0.8 |
| 励磁方式 | 静止励磁 |
| 耐熱クラス | 電機子 F 界磁 F |
| 保護、冷却方式 | 保護(JP20) 自由通風形(JC0) |

| 原動機 | |
|------|--------------|
| 製造者 | ヤンマーディーゼル(株) |
| 機関型式 | 6 LYL-DTA |

| | |
|----------|-------------------------|
| 形式 | 立形水冷4サイクル |
| 定格出力 | 114KW |
| 定格回転数 | 1500rpm |
| 冷却方式 | ラジエター冷却方式 |
| ラジエター排風量 | 155 m ³ /min |
| 燃料室形状 | 直接噴射式 |
| 燃料油 | 軽油 |
| 燃料消費量 | 30.8L/h |
| 燃料タンク | 390L |
| 潤滑油量 | 20L |
| 潤滑方式 | 電気始動式 |
| セルモータ | 24V 4KW |

| 充電装置 | |
|-------|-----------|
| 製造者名 | ㈱東京電機 |
| 形式 | DCC-246A |
| 充電方式 | 半導体式自動充電 |
| 始動時間 | 40秒起動 |
| 予備品 | ランプ, ヒューズ |
| 補助リレー | 各1ヶ |

| 始動・制御用蓄電池 | |
|-----------|-----------|
| 製造者名 | 古河電池㈱ |
| 形式 | HS-120-6E |

- (5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。
- (6) 市所管課 建設環境部交通対策課

6 サイクルコンベア保守点検業務

- (1) 件名 サイクルコンベア保守点検業務
- (2) 名称・所在 ①国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市南町三丁目22番17号
 ②西国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市泉町三丁目35番1-113号
 ③国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号
- (3) 作業期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 各施設のサイクルコンベアについて、①及び②については年2回（9月、3月を基本とする）、③については年4回（6月、9月、12月、3月を基本とする）の点検を下記項目を参考に実施すること。点検作業終了後、点検項目ごとに点検状況及び結果を整理した点検結果報告書を作成し、市に速やかに提出すること。

| 項目 | | 項目 | |
|----|--------------|----|-----------|
| 1 | ベルト (A P C) | 16 | 制御盤 |
| 2 | モーター | 17 | ベルトスピード |
| 3 | モーターオイル | 18 | 上部ローラー |
| 4 | モーターブレーキ | 19 | リタンローラー |
| 5 | 駆動チェーン | 20 | 非常用停止スイッチ |
| 6 | スプロケット (大) | 21 | 巻き込み防止装置 |
| 7 | スプロケット (小) | 22 | 非常警報ブザー |
| 8 | キー | 23 | 操作盤 |
| 9 | ヘッドプーリー | 24 | 各部止めボルト |
| 10 | ヘッドプーリー用ブラシ | 25 | サイドカバー |
| 11 | スナッププーリー | 26 | 下部カバー |
| 12 | スナッププーリー用ブラシ | 27 | 上部カバー |
| 13 | テールローラー | 28 | メガテスト |
| 14 | テールローラー用圧縮バネ | 29 | 看板 |
| 15 | テンションボルト | 30 | 騒音 (運転音) |

*上記項目については一般的な点検項目の例示であり、各施設のコンベアの状況により、適切な点検を実施するものとする。

- (5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。
- (6) 市所管課 建設環境部交通対策課

7 夜間機械警備及び巡回警備業務

- (1) 件名 夜間機械警備及び巡回警備業務
- (2) 名称・所在 ①国分寺駅南口自転車駐車場 国分寺市南町三丁目22番17号
②国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号
- (3) 契約期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 自転車駐車場における火災・盗難・建物の破損等の防止及び事故発生時の対応を行うとともに、その他の不良行為を排除し、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とし、以下の内容について実施する。
- (ア) 任務
- a. 火災・盗難・建物の破損及び不良行為の早期発見及び拡大防止
 - b. 事故発生時における関係先（警察署・消防署・市役所等）への通報連絡
 - c. 事故報告書の提出
 - d. 警備実施事項の報告
 - e. 非常時における地上出入口各2か所、エレベーター及び連絡通路並びにオートサイクルゲートの開放（エレベーター及び連絡通路は②に限る）

- f. 防犯ブザー及び通報によるオートサイクルゲートの開放
- g. その他警備に関する事項については、指定管理者（以下「甲」という。）と警備会社（以下「乙」という。）が協議のうえ取り決めた事項について行うこと。

(イ) 警備方法

自動火災報知設備、防犯ブザー及び通報による（防犯・防災・異常感知）出動

(ウ) 警備運営上の権限

甲は乙に対し、警備業務遂行のための必要な警備上の権限を付与するものとする。

(エ) 警備担当時間 毎日午前1時～午前5時30分

(オ) 駐車場開場業務 開場時間 午前4時00分

①においては、地上出入口各2カ所の開放。

②においては、地上出入口各2カ所及び連絡通路の開放に加えて、エレベーターの始動。

(カ) 報告

a. 警備報告

毎日の警備実施状況は、所定の様式により、毎月1回翌月10日までに報告する。

b. 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後日書面をもって報告するものとする。

(5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。

(6) 市所管課 建設環境部交通対策課

8 エレベーター保守点検業務

(1) 件名 エレベーター保守点検業務

(2) 名称・所在 国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号

(3) 契約期間 指定管理期間

(4) 業務内容 既設エレベーターのメーカーとのフルメンテナンス契約とし、以下の項目について実施する。

(ア) 建築基準法第12条第3項に基づき定期検査を行うこと。また、平成24年12月12日付け国土交通省告示第1449号で示されている点検基準以上であること。

(イ) 点検は、有人停止点検を3か月に1回、遠隔点検を毎日1回とし、遠隔監視を24時間365日行うこと。

(ウ) 定期的に計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施し、点検報告書を提出すること。

(エ) 作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、保管・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給すること。

(オ) エレベーターを構成する機器及び運転状態を常時監視するとともに自動点検運転を行い、そのデータを収集し、遠隔監視点検を行う。遠隔監視点検により変調状態が確認された場合は、必要に応じて確認、是正作業を行うこととし、エレベーターの運行状態のデータに基づく変調の有無については、毎月遠隔監視点検報告書を作成し報告すること。また、変調発生後の処置のために現場で作業を行ったときは、その作業に応じて作業報告書または点検報告書を提出すること。

(カ) エレベーターについて、閉じ込め故障、起動不能故障、安全装置動作等の異常が発生したときは、遠隔監視装置からの通報に基づき必要に応じた処置がとれるようにすること。また、かご内より非常呼びボタンが押し続けられたときは、かご内の乗客と直接通話し必要な連絡等に当たること。

(キ) エレベーターの機能維持を図るため、機器の損耗・劣化を予測し、必要に応じて修理・取替を行うこと。

(5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。

(6) 市所管課 建設環境部交通対策課

9 防犯カメラ保守点検業務

(1) 件名 防犯カメラ保守点検業務

(2) 名称・所在 国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号

(3) 契約期間 指定管理期間

(4) 業務内容 下記機器表に記載されている機器の点検を毎年1回実施する。点検終了後、点検項目ごとに点検状況及び結果を整理した点検結果報告書を作成し、市に速やかに提出すること。

防犯カメラ機器表

| 項目 | 内容 |
|---------|------------------|
| 防犯カメラ | 41台（エレベーター内を含む） |
| 防犯カメラ設備 | モニター及び録画機器等その他一式 |

(ア) 機器の外観確認と清掃

(イ) 機器の動作機能の確認

(ウ) 消耗部品の状態確認と措置提案

(エ) 機器の調整箇所の補正

(オ) 軽微な故障修理

(カ) 設備全体の総合調整

(キ) 安全性に対する確認及び措置

(5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。

(6) 市所管課 建設環境部交通対策課

10 オートサイクルゲートシステム等保守点検業務

- (1) 件名 オートサイクルゲートシステム等保守点検業務
- (2) 名称・所在 国分寺駅北口地下自転車駐車場 国分寺市本町三丁目1番10号
- (3) 契約期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 既設オートサイクルゲートのメーカーとの契約とし、オートサイクルゲート等（オートサイクルゲート・管理パソコン・一時使用証発券機及び精算機等）について、年2回以上の保守点検を実施し、故障時は速やかに修理（部品代を含む）するものとする。点検終了後、点検項目ごとに点検状況及び結果を整理した点検結果報告書を作成し、市へ速やかに提出すること。
また、ソフトウェアについては下記の保守を行うこと。
 - (ア) 基本操作方法等の指導を含めたプログラム使用法、仕様、機能の問合せ、その他問題発生時（緊急対応を含む）の解決支援
 - (イ) プログラム不良の場合の新規ソフトウェアの提供
- (5) その他 作業内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。
- (6) 市所管課 建設環境部交通対策課

11 オートサイクルゲートシステム遠隔管理業務

- (1) 件名 オートサイクルゲートシステム遠隔管理業務
- (2) 名称・所在 西国分寺駅北口自転車駐車場 国分寺市西恋ヶ窪二丁目3番地3
- (3) 契約期間 指定管理期間
- (4) 業務内容 既設オートサイクルゲートのメーカーとの契約とし、業務時間外にオートサイクルゲートに障害が発生した際に、下記の緊急対応を行うこと。また、緊急対応後、対応報告書を市へ速やかに提出すること。
 - (ア) 緊急時のコールセンターによる電話対応（通信費を含む。）
 - (イ) オートサイクルゲートの障害除去及び開錠作業。
 - (ウ) 要請による現地への緊急出動
- (5) その他 業務内容等について疑義が生じた場合は市所管課に問合せ、所管課の指示に従うこと。
- (6) 市所管課 建設環境部交通対策課

点検要領

国分寺駅南口自転車駐車場
西国分寺駅南口自転車駐車場

別紙 1 - 1

| 種別 | 点検項目 | 点検内容 | 点検作業区分 |
|----------------------|---------------------------------------|---|--------|
| 外観 | ① 点検口の状況 | 点検口の有無及び取付位置が適切で開閉に支障がないこと。 | ● |
| | ② 降下位置障害 | シャッターの降下ラインと障害となる物品との距離が適切であること。 | ● |
| | ③ 操作障害 | 押しボタンスイッチと手動閉鎖装置の取付位置が適切であること。 | ● |
| | ④ 警告表示・操作説明ラベル | 正しく貼付されており、判読できること。 | ● |
| | ⑤ カウンター | 正しくカウントされており、判読できること。 | ● |
| | ⑥ 標識(危険・注意・降下位置表示) | 降下位置表示の有無、汚損・損傷がないこと。 | ● |
| 電動・手動式シャッター 機能・作動 | ⑦ 開閉機 | 固定ボルトの緩み、取付部の溶接の剥がれ、モーターの過熱と異常音、その他変形・損傷・腐食及び油漏れや汚れがないこと。 | ● |
| | ⑧ ブレーキ装置 | 中間停止ができ、ソレイドが正常に動き異常音・振動音がないこと。 | ● |
| | ⑨ 手動装置 | チェーン又はハンドルが開閉機にセットされており、支障なく操作できること。操作方法の表示があり、判読できること。 | ● |
| | ⑩ スプロケット・ローラーチェーン | スプロケット相互の芯のずれ、変形及び破損がないこと。スピルキヤの状態、ローラーチェーンの錆、摩耗や緩みの状態とジョイントの確認をすること。 | ● |
| | ⑪ ロープ車・ワイヤロープ | ワイヤロープの摩耗、損傷及びワイヤロープ車の変形・破損がないこと。スピルキヤの状態、ワイヤロープの固定状態と余巻があること。 | ● |
| | ⑫ 巻取りシャフト・ブラケット | シャフトに曲損、片寄り及びブラケットの取合いに無理がないこと。カラーの固定状態、アンカーボルト、固定ボルトの緩み、溶接の剥がれ、変形・損傷がなく、円滑に回転すること。 | ● |
| | ⑬ 急降下防止装置 セルフブレーキシステム/ガバナ装置/ELCB装置 | 変形・損傷・腐食・異常音がないこと。マイクロスイッチが押しボタンの停止に結線されていること。 | ● |
| | ⑭ スラット・吊元 | スラットの片寄り、下方がり、変形・損傷・腐食がないこと。端金物(カシメ)に曲損、脱落がないこと。吊元が確実にシャフトに固定されていること。 | ● |
| | ⑮ 座坂 | 変形・損傷・腐食がないこと。座坂ネジは確実に締まっていること。 | ● |
| | ⑯ ケース・まぐさ・押し車 | ケース・まぐさに変形・損傷・腐食がないこと。押し車の摩耗状態、取付状態、回転状態を確認すること。 | ● |
| | ⑰ ガイドレール | ガイドレールに変形・損傷・腐食がないこと。呑口が開いていること。 | ● |
| | ⑱ 制御盤 | 盤・ボックスの変形・損傷がないこと。端子の緩みがなく制御盤が作動すること。サーマルリレー値、ヒューズ容量の適合確認をすること。 | ● |
| | ⑲ リミットスイッチ | リミットチェーンの張り具合、スプロケットとの芯のずれがないこと。リミットスイッチ、エマーゼンシススイッチが作動すること。 | ● |
| | ⑳ 押しボタンスイッチ | 盤、旋錠の良否。押し具合、接点及び端子の緩みがないこと。 | ● |
| | ㉑ ヒューズ装置 | 装置、メタルに変形・損傷・腐食がないこと。確実に固定されており作動すること。 | ● |
| | ㉒ 手動閉鎖装置 | 変形・損傷がないこと。閉鎖確認を実際に行う。電気式の場合は、ランプ表示及び判読ができること。 | ● |
| | ㉓ 自動閉鎖装置 | 変形・損傷・腐食がないこと。連動部分は確実に接続され自動閉鎖ができること。 | ● |
| | ㉔ 連動制御器 | 変形・損傷がないこと。バッテリーの使用年数と容量が許容内であること。 | ● |
| | ㉕ 危害防止装置 コードリール/コードプーリ/エコセーフ/セレヌーノ | 変形・損傷・破断・腐食・付着物・コネクタ抜けがないこと。巻取り状態・断線異常・注意シール・アウトワーワイヤ状態を確認すること。 | ● |
| | ㉖ 絶縁抵抗 | 電動機主回路、制御回路、信号回路を測定し、測定値は許容内であること。 | ● |
| | ㉗ 遮煙装置(材) | 遮煙材と煙返し破損、硬化がないこと。接触状態において隙間がないこと。 | ● |
| | ㉘ 降下状況 | 電動・手動及び自動閉鎖装置により円滑に降下し、座坂が規定の位置で停止すること。ガイドレールから異常音がないこと。座坂感知後の停止距離・再降下遅延時間・運動エネルギーの測定が許容内であること。 | ● |
| | ㉙ 降下速度 | 閉鎖速度が許容内であること。 | ● |
| | ㉚ 巻上状況 | 電動・手動操作により円滑に巻上がる。座坂が規定の位置で停止すること。 | ● |
| | ㉛ 煙(熱)感知器 | 煙(熱)をかけて作動すること。 | ● |
| | ㉜ 障害物感知装置 マジックセンサー/光電管センサ | 変形・損傷がないこと。任意の位置で障害物装置感知後、作動停止または作動停止後反転上昇、再降下すること。バッテリーの容量が許容内であること。 | ● |
| | ㉝ 無線装置 | リモコンの開閉操作を操作し作動すること。バッテリーの容量が許容内であること。 | ● |
| | ㉞ 危害防止用連動中継器 | 変形・損傷がないこと。バッテリーの使用年数と容量が許容内であること。自重降下の作動状況を確認すること。 | ● |
| | ㉟ 音声合成装置 音声付き回転灯 | 変形、損傷がないこと。作動を確認すること。 | ● |
| | ㊱ 注意灯 | 変形、損傷がないこと。作動を確認すること。 | ● |

点検要領

国分寺駅北口地下自転車駐車場

別紙 1 - 2

| | 点 検 項 目 | 点 検 内 容 |
|-----------------------|-------------------------------|---|
| 外 観 | 1. 点検口の状態 | 点検口の有無、取付け位置、開閉操作 |
| | 2. 降下位置障害 | 障害物の有無、シャッター芯の物品との距離 |
| | 3. 操作障害 | 押しボタンスイッチの取付け位置、手動閉鎖装置の取付け位置 |
| | 4. 警告表示・操作説明ラベル貼付 | 警告表示・操作説明ラベルの有無、汚損、損傷 |
| | 5. 標識（危険・注意・降下位置表示） | 降下位置表示の有無、汚損、損傷 |
| 外 観 ・ 機 能 | 6. 開閉機 | 油漏れ、錆、腐食、異常音、異常過熱、固定ボルト |
| | 7. ブレーキ装置 | 中間停止、異常音、異常過熱 |
| | 8. 手動装置 | 設置位置、操作方法の表示、操作状態、巻上げ操作状況 |
| | 9. シャフトスプロケット・シャフトローラ チェーン | 芯ずれ、変形・破損、セットボルト、磨耗、錆、ジョイント、たるみ状態 |
| | 10. ロープ車・ワイヤーロープ | 変形・損傷、セットボルト、ワイヤロープの磨耗・損傷（キンク、ささくれ）、余巻、固定状態 |
| | 11. 巻取りシャフト・軸受部 | 曲損、片寄り、カラー、軸受けの取合い、変形、損傷、固定ボルト、軸受けの回転状態、溶接はがれ |
| | 12. 急降下防止装置 | 変形、腐食 |
| | 13. スラット・吊り元 | 変形・損傷、片寄り、片下がり、端金物、吊り元ボルト |
| | 14. 座板 | 変形・損傷、座板ねじ、錆、腐食 |
| | 15. ケース・まぐさ・押し車 | 変形・損傷、押し車の取付状態、回転状態 |
| | 16. ガイドレール | 変形・損傷、錆、のみ口の状態 |
| | 17. 制御盤 | 損傷、接続端子のゆるみ |
| | 18. リミットスイッチ・エマージェンシスイッチ | 変形、損傷、チェーンの張り具合、スプロケットの芯ずれ、作動確認 |
| | 19. 押しボタンスイッチ | 蓋、施錠の良否、接続端子のゆるみ、取付け環境 |
| | 20. 温度ヒューズ装置 | 変形、損傷、錆、スプリング、ヒューズメタル、作動状態 |
| | 21. 手動閉鎖装置 | 変形、損傷、作動確認、ワイヤ、操作レベル |
| | 22. 自動閉鎖装置 | 変形、損傷、錆、作動確認、固定ボルト |
| | 23. 連動制御器 | 変形・損傷、作動確認、蓄電池の確認 |
| | 24. 絶縁抵抗 | 電動機の主回路、制御回路、信号回路 |
| | 25. 遮煙装置（材） | 硬化、切損、接触状況 |
| | 26. 降下状況 | 電動・手動操作、自動閉鎖、異常音、下限停止位置 |
| | 27. 降下速度 | 閉鎖速度 |
| | 28. 障害物感知装置 | 変形・損傷、作動および下限停止 |
| | 29. 危害防止用連動中継器 | 変形・損傷、作動確認、蓄電池の確認 |
| | 30. 巻上状況 | 電動・手動操作、異常音、上限停止位置 |
| | 31. 音響装置及び音声発生装置 | 変形・損傷、作動確認 |
| | 32. 注意灯 | 変形・損傷、作動確認 |

別紙 1 - 3

自家用発電機点検整備基準表

(点検整備は本基準を元に点検整備表に従い実施)

| 点検種別 | 点検間隔 (竣工後 又はF点 検後) | 主たる点検・作業項目 (詳細は点検整備表による) | 備考 |
|------|-----------------------------|---|-------------------------|
| A点検 | 3ヶ月 毎 | 周囲・外観状況 始動・運転・停止状況の点検 無負荷運転 10 分間、主要部水、油、ガス、空気モレ点検 冷却水・燃料油・潤滑油量確認 計器類指示確認 コンプレッサー作動確認 発電機スリップリング・ 油カキリング・ブラシの点検 その他点検整備表参照 | |
| B点検 | 6ヶ月 毎 | 実負荷運転 60 分間、バッテリー電解液点検 潤滑油汚れ点検、コシ器・タンクのドレン抜き 冷却水・燃料油汲み上げポンプ作動状況点検 吸排気弁バネ点検、その他点検整備表参照 | A点検を含む |
| C点検 | 1年毎 | 配電盤計器の点検、接地・絶縁抵抗測定 クランクデフレクション計測、機側リレー・スイッチ作動確認 及び配線ターミナル増締 空気槽安全弁作動確認 セルモーターブラシ点検、吸排気弁弁頭スキマ調整 燃料・潤滑油コシ器分解掃除 カムタベットローラー点検 ガバナリンク点検調整、自動始動塞止弁弁体交換 分配弁・始動弁分解点検、過給機フィルター清掃 排圧測定 (煙突閉塞確認のため)、 弁腕油・コンプレッサー油交換、その他点検整備表参照 | A及び B点検含む |
| D点検 | 2年毎 | 燃料噴射時期・噴射弁噴霧点検調整 機関潤滑油交換 (別途) 始動空気減圧弁・停止電磁弁点検 燃料噴射弁分解点検 その他点検整備表参照 | A、B及びC 点検を含む |
| E点検 | 4年毎 | 燃料フィードポンプ・弁腕注油ポンプ分解点検 ラジエーターコアの掃除 シリンダーヘッド・全気筒分解点検・整備・吸排気弁摺合せ シャ断機絶縁油点検、ゴムホース交換 潤滑油クーラー・インタークーラー圧力テスト その他点検整備表参照 | A、B、C及 び D点 検を含む |
| F点検 | 8年毎 | ピストン抜き点検掃除 (全気筒)、シリンダライナ内径計測 (全気筒) ロッドボルト・メタル点検、主軸受けボルト点検 シリンダライナパッキン新替 (全気筒)、主軸受けメタル点検 ピストンピンメタル点検、クランクピン・ジャーナル点検 タイミングギヤー点検、冷却水ポンプ・潤滑油ポンプ分解点検 過給機・インタークーラー分解掃除・水圧テスト 始動空気減圧弁ダイヤフラム点検、燃料噴射ポンプ分解点検 始動弁点検スリ合せ その他点検整備表参照 | A、B、C、 D及びE点 検を含む |

点 検 整 備 表

A点検…3ヶ月毎 D点検…2年毎
 B点検…6ヶ月毎 E点検…4年毎
 C点検…1年毎 F点検…8年毎

| 区分 | 点検部 | 点検項目 No. | 作業項目 | 点検種別 | | | | | | 備 考 |
|---------|-------------|----------|------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | | A点検 | B点検 | C点検 | D点検 | E点検 | F点検 | |
| 外 観 点 検 | 設置状況 | 1 | 周囲の整理整頓、状況点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 障害物、各機器との保有距離 |
| | | 2 | 区画、隔壁等破損の有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 3 | 水の浸透、漏れ等の有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 4 | 換気装置の機能点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 自然換気、強制換気の別 |
| | | 5 | 照明設備及び機能点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 6 | 標識の表示状況の点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 表示 | 7 | 表示の適否確認 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 自家発電装置 | 8 | 変形、損傷、脱落、漏れ等の有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原動機と発電機 |
| | 始動用蓄電池設備 | 9 | 蓄電池設備の外観点検に準ずる | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 始動用空気圧縮設備 | 10 | 空気だめ、圧縮機等の変形等異常有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 11 | 空気だめ圧力の点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 空気だめ容量 $\frac{1}{2}$ 、kg f / c m ² |
| | 制御装置 | 12 | 周囲の整理整頓、状況点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 13 | 外形上で変形等の異常有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 14 | 電源表示灯の点灯有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 15 | 開閉器及び遮断器の開閉位置適否点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 計器類 | 16 | 変形等の有無、及び指示値の適否点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 燃料油及び冷却水タンク | 17 | 外形上で変形等の異常有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 18 | 規定の燃料油量があるか点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 定検負荷 2hr 以上運転可能油量必要 |
| | | 19 | 規定の冷却水量があるか点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 定検負荷 1hr 以上運転可能水量必要 |
| | 排気筒 | 20 | 可燃物が放置されていないか周囲の状況の点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 21 | 外形上で変形、損傷、支持金具の緩み等有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 22 | 貫通部の変形、損傷、脱落等の異常有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 配管 | 23 | 変形、損傷、漏れ等の有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 予備品等 | 24 | 予備品及び回路図等の備付状況点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 機能点検 | 自家発電装置 | 25 | 潤滑油の種類及び量の確認 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 規定の油量 |
| | | 26 | タンク、ラジエーター等冷却装置の機能点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----------|----|---|-----------------|---|---|---|---|---|--|
| | | 27 | 無負荷運転での各部点検性能チェック | | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 定格回転数で5～10分運転 |
| | | 28 | 手動停止装置の機能点検 | | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 停止後、再始動しないこと |
| | 始動用蓄電池設備 | 29 | 蓄電池設備の機能点検に準ずる | | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 始動用空気圧縮設備 | 30 | 潤滑油の種類及び量の確認 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 31 | 確実に作動するか否かを確認 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 制御装置 | 32 | 開閉器及び遮断器の開閉機能確認 | | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 33 | 適正ヒューズの使用有無点検 | | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 34 | 各継電器の機能確認 | | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 35 | 各表示灯の点灯状況の確認 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 計器類 | 36 | 設備を運転し、各計器の作動、指示値を点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 定格回転無負荷運転 |
| | 結線接続 | 37 | 回路、端末の変形、損傷等の有無点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 接地 | 38 | 接地線の変形、接続部の損傷有無点検 | | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 耐震措置 | 39 | アンカーボルト、防振装置、可とう管継手等耐震措置が適正に行われ、かつこれ等に変形、損傷等がないかどうか点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 作動点検 | 自家発電装置 | 40 | タイムスケジュール及びシーケンス通りに、自動始動及び自動停止作動が完了するか否かを点検 | ○ | ※ | ○ | ○ | ○ | ○ | 電圧確立時間 普通型・長時間型は40秒以内 即時普通型・即時長時間型は10秒以内 |
| 総合点検 | 接地抵抗 | 41 | 抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する | | | ※ | ○ | ○ | ○ | |
| | 絶縁抵抗 | 42 | 抵抗値を測定し適正であるか否かを確認する | | | ※ | ○ | ○ | ○ | |
| | 始動用蓄電池設備 | 43 | 蓄電池設備の総合点検に準ずる | | | ※ | ○ | ○ | ○ | 蓄電池設備点検表添付 |
| | 始動用空気圧縮設備 | 44 | 容量及び機能を点検 | | | ※ | ○ | ○ | ○ | リ、時間 |
| | 始動補助装置 | 45 | 確実に作動するか否か点検 | | | ※ | ○ | ○ | ○ | |
| | 保安装置 | 46 | 作動値が設定通りか否か点検 | | | ※ | ○ | ○ | ○ | |
| | 調速機 | 47 | 確実に作動するか否か確認する | | | ※ | ○ | ○ | ○ | |
| | 負荷運転 | | 48 | 正常な運転状況であるか否か点検 | | | ※ | ○ | ○ | ○ |
| 49 | | | 排気背圧を計測し適否を点検 | | | ※ | ○ | ○ | ○ | |
| 50 | | | 換気(吸気及び排気)の良否点検 | | | ※ | ○ | ○ | ○ | |
| 燃料系統 | 燃料噴射ポンプ | 51 | ラック目盛位置・摺動点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 52 | 噴射時期及び調整ネジ弛み点検 | | | | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------------|----------|---------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---------------|-------------------------------|
| | | 53 | プランジヤーの漏れ確認 | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 54 | 分解点検 | | | | | | | ○ | E点検1気筒（集合型除く） | |
| 燃料噴射弁 | | 55 | 噴射圧力・噴霧状況点検調整 | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 56 | 分解掃除 | | | | | | ○ | ○ | | |
| 燃料油コシ器 | | 57 | ドレン抜き（及びブローオフ掃除） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 58 | 分解掃除 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 燃料タンク | | 59 | 沈殿物・水分の排出 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 60 | 燃料灯油中の添加剤有無 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| フイットポンプ | | 61 | フィードポンプの分解点検 | | | | | | ○ | ○ | | |
| 移送ポンプ | | 62 | 燃料移送ポンプの作動 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 潤滑油系統 | 潤滑油ポンプ | 63 | 主要部分の分解点検 | | | | | | | ○ | | |
| | 機関潤滑油 | 64 | 汚れ点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 交換（要・否） 交換目安は据付後1年目その後2年目毎とする |
| | | 65 | 油量点検（検油棒上部目盛迄） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 弁腕注油ポンプ | 66 | 分解点検 | | | | | | | ○ | ○ | |
| | 弁腕注油タンク | 67 | 汚れ点検（含燃料稀釈） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 汚れ稀釈あれば交換、ほか1年毎に交換 |
| | | 68 | 油量点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 潤滑油コシ器 | 69 | 分解掃除 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 70 | ドレン抜き | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 潤滑油冷却器 | 71 | 外観目視点検（錆・損傷の有無） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 72 | 圧力（水圧 or 油圧）テスト | | | | | | | ○ | ○ | 4kg/c m ² |
| | | 73 | 分解点検清掃 | | | | | | | | ○ | |
| | 自動始動用プライミング装置 | 74 | ピストンポンプ分解点検 | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 75 | モーターポンプ分解点検 | | | | | | | | ○ | |
| | ガバナ | 76 | 油量点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1年毎に交換 |
| | (集合型)燃料噴射ポンプ | 77 | 油量点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1年毎に交換 |
| | 過給機 | 78 | 油量点検（タービン・プロワール側共油面計白線まで） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1年毎に交換 |
| 発電機 | 79 | 軸受部油量点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1年毎に交換 | |
| 冷却水系統 | 冷却水ポンプ | 80 | メカニカルシールまたはグランドパッキン交換 | | | | | | | ○ | ○ | |
| | | 81 | 主要部分分解点検 | | | | | | | | ○ | |
| | 冷却水ヒータ | 82 | 断線・接点等の点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 2年又は4000時間毎に交換（YAP） |
| | 温調弁 | 83 | 作動確認 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 84 | 分解・点検 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 汲上ポンプ | 85 | 汲上ポンプ作動・水モレ点検 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 減圧水槽 | 86 | 内部点検 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 87 | | 給水弁の作動確認 | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|-------------------------|---|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|---------------------|----------|
| 始動 空気 系統 | 始動弁 | 88 | 弁座スリ合せ、バネ点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 始動空気分 配弁 | 89 | 点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 自動始動用 塞止弁 | 90 | 分解・点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 91 | 高圧側弁体（シートゴム製） 交換 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 始動空気減 圧弁 | 92 | ダイヤフラム点検 | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 始動、停止電 磁弁 | 93 | 点検 | | | ○ | ○ | ○ | | 要すれば新替 | |
| | 空気槽 (ガンドレンパ レーター) | 94 | 空気槽配管モレ点検、ドレ ン抜き | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 95 | 安全弁の作動確認 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | コンプレッ サー | 96 | コンプレッサーの作動確認 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 潤滑油交換1年毎 |
| | | 97 | 分解点検 | | | | | | | | 別途工事 |
| シリ ンダ ヘッド 弁 装置 | シリンダヘッド | 98 | 燃焼室のカーボン掃除 | | | | | ○ | ○ | 全気筒 | |
| | 吸排気弁 | 99 | 弁調整（弁頭スキマ） | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 100 | 吸排気弁座点検スリ合せ | | | | | ○ | ○ | | |
| | | 101 | 弁バネ・バネ受点検 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| カム軸 | 102 | カム・タベットローラー点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 往復 運動 部 | ピストン | 103 | ピストン拔出しカーボン掃除 | | | | | | ○ | | |
| | | 104 | リング・リング溝の点検 | | | | | | ○ | | |
| | | 105 | ピストンピン・ピストンピ ン孔点検 | | | | | | | ○ | |
| | | 106 | ピストンピンメタル点検 | | | | | | | ○ | |
| | 接続棒 | 107 | クランクピンメタル点検 | | | | | | | ○ | |
| | | 108 | 接続棒ボルト点検（締付力、 トルクレンチでチェック） | | | | | | | ○ | |
| シリンダラ イナ | 109 | シリンダライナ内径計測 （絞りチェック） | | | | | | | ○ | | |
| | 110 | ライナ拔出しパッキン、ゴ ムリング交換 水ジャケット 部清掃、防錆塗装 | | | | | | | ○ | | |
| クラ ンク 軸 | 主軸受 | 111 | 主軸受メタル点検 | | | | | | ○ | 台板式のみ | |
| | | 112 | 主軸受ボルトゆるみ点検 | | | | | | ○ | 台板式のみ | |
| | クランク軸 | 113 | ピン・ジャーナル点検 | | | | | | | ○ | |
| | | 114 | ハズミ車側クランク歯車締 付ボルト点検 | | | | | | | ○ | |
| | | 115 | デフレクション計測 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 歯車 | 116 | タイミングギヤ他ギヤ 当り背隙点検 | | | | | | | ○ | | |
| 調速 装置 | 調速リンク | 117 | 点検調整 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 118 | 注油および摺動点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ガバナ（機械 式油圧式） | 119 | 分解点検又は洗滌 | | | | | | ○ | 「O」リング関係は4年目で交換 | |
| 過給 系統 | 過給機 | 120 | ブロワーフィルター洗滌 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 121 | 分解掃除 | | | | | | ○ | | |
| | | 122 | 水圧テスト（分解の上） | | | | | | ○ | 4kg/cm ² | |

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|----------------------|--|
| | 空気冷却器 | 123 | 外観目視点検 錆・損傷の有無 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 124 | 圧力テスト | | | | | ○ | ○ | 4kg/c m ² | |
| | | 125 | 分解点検掃除 | | | | | | ○ | | |
| その他・ 附属 装置 | 回転計 | 126 | 機関が停止中指針が零を指しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 潤滑油弁腕 油圧力計 | 127 | 機関が停止中指針が零を指しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 冷却水圧力 計 | 128 | タンクヘッド圧力を指しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 燃料油圧力 計 | 129 | タンクヘッド圧力を指しているか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 断水継電器 | 130 | 配線ターミナルの増締 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 131 | 作動確認調整 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 油圧低下ス イッチ | 132 | 配線ターミナルの増締 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 133 | 作動確認調整 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 冷却水温度 スイッチ | 134 | 配線ターミナルの増締 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 135 | 作動確認調整 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 燃料フロー トスイッチ | 136 | 配線ターミナルの増締 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 137 | 作動確認調整 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | スピードリ レーまたは スイッチ | 138 | 配線ターミナルの増締 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 139 | 作動確認 (低速度・過速度) 調整 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | セルモーター | 140 | 接点・ブラシ等の点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 発電機 | 141 | 発電機ブラシの汚れ摩耗点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 142 | スリップリング当り点検 (含錆汚れ) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 143 | 軸受油カキリング点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 配電盤 | 144 | しゃ断機絶縁油点検 | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 145 | 計器の点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ラジエータ ー関係 | 146 | 冷却水入替及び清掃 | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 147 | | コアの掃除、ゴムホース 交換 | | | | | | ○ | ○ | | |
| 148 | | ファンの羽根取付紙に弛み はないか | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 確認 | |
| 149 | | ベルトにゆるみはないか | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 確認 | |
| 150 | | パター谷底部に異常はないか | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | カラーチェック又は目視 | |
| 煙導 | 151 | 背圧測定 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 152 | 消音器のドレン抜き | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 軸継手 | 153 | 外観点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 154 | ゴム継手のゴムの点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 中間軸受 | 155 | 潤滑油の汚れ・油量点検 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 156 | 軸受メタルの点検 | | | | | ○ | ○ | | | |
| クラッチ | 157 | 潤滑油の汚れ・油量点検 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 158 | 潤滑油の交換 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 159 | ガトブッシュ部へのグリス補充 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 160 | 各部締付ボルトの点検 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 161 | 作動確認 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 異音・発熱・異常振動の有無 | |

国分寺市有料自転車等駐車場 オートサイクルゲート関連消耗品等実績

| 国分寺駅南口自転車駐車場 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------|-------|-------|
| 一時使用券ロール | 60巻 | 60巻 |
| 領収書ロール | 20巻 | 30巻 |
| 定期カード | 200枚 | 400枚 |
| 定期シールロール | 17巻 | 10巻 |
| インクリボン | — | — |
| 国分寺駅北口自転車駐車場 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 一時使用券ロール | — | — |
| 領収書ロール | 20巻 | 20巻 |
| 定期カード | 600枚 | 800枚 |
| 定期シールロール | 20巻 | 10巻 |
| インクリボン | 20個 | 10個 |
| 西国分寺駅南口自転車駐車場 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 一時使用券ロール | — | — |
| 領収書ロール | 20巻 | 20巻 |
| 定期カード | — | 400枚 |
| 定期シールロール | 6巻 | — |
| インクリボン | — | — |
| 西国分寺駅北口自転車駐車場 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 一時使用券ロール | 140巻 | 100巻 |
| 領収書ロール | 20巻 | 20巻 |
| 定期カード | 200枚 | 400枚 |
| 定期シールロール | 17巻 | 10巻 |
| インクリボン | — | — |
| 国分寺駅北口地下自転車駐車場 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 一時使用券ロール | 160巻 | 400巻 |
| 領収書ロール | 50巻 | — |
| 合計 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 一時使用券ロール | 360巻 | 560巻 |
| 領収書ロール | 130巻 | 90巻 |
| 定期カード | 1000枚 | 2000枚 |
| 定期シールロール | 60巻 | 30巻 |
| インクリボン | 20個 | 10個 |

※自転車駐車場サイクルゲート：東海技研製サイクルンを採用しています。

※1ロールあたり、約2000件分です。

国分寺市有料自転車等駐車場 一時使用料収入実績

(単位:円)

別紙 3

◆西国分寺駅南口自転車駐車場

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 令和元年度 | 597,500 | 636,800 | 582,400 | 582,000 | 552,900 | 590,500 | 577,000 | 571,300 | 563,700 | 545,500 | 520,600 | 435,900 | 6,756,100 |
| 令和2年度 | 221,600 | 213,600 | 409,500 | 396,700 | 467,500 | 438,800 | 471,700 | 472,800 | 465,300 | 393,300 | 376,200 | 455,500 | 4,782,500 |
| 令和3年度 | 479,200 | 400,300 | 479,800 | 445,300 | 403,600 | 408,600 | 483,900 | 518,500 | 512,900 | 416,900 | 357,400 | 452,200 | 5,358,600 |
| 計 | 1,298,300 | 1,250,700 | 1,471,700 | 1,424,000 | 1,424,000 | 1,437,900 | 1,532,600 | 1,562,600 | 1,541,900 | 1,355,700 | 1,254,200 | 1,343,600 | 16,897,200 |

◆西国分寺駅北口自転車駐車場

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 令和元年度 | 2,891,250 | 2,982,950 | 2,749,300 | 2,665,350 | 2,880,750 | 2,885,950 | 2,622,700 | 2,818,550 | 2,860,200 | 2,449,300 | 2,484,450 | 2,050,450 | 32,341,200 |
| 令和2年度 | 1,130,050 | 1,090,100 | 1,874,950 | 1,768,750 | 2,300,050 | 2,136,550 | 2,349,150 | 2,453,750 | 2,509,250 | 1,903,150 | 1,889,400 | 2,233,650 | 23,638,800 |
| 令和3年度 | 2,436,900 | 2,018,300 | 2,314,250 | 2,219,500 | 2,040,550 | 2,038,950 | 2,440,750 | 2,573,300 | 2,572,550 | 2,091,750 | 1,874,150 | 2,378,000 | 26,998,950 |
| 計 | 6,458,200 | 6,091,350 | 6,938,500 | 6,653,600 | 7,221,350 | 7,061,450 | 7,412,600 | 7,845,600 | 7,942,000 | 6,444,200 | 6,248,000 | 6,662,100 | 82,978,950 |

◆国分寺駅南口自転車駐車場

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 令和元年度 | 899,500 | 923,200 | 860,900 | 805,800 | 857,600 | 862,300 | 788,100 | 876,400 | 920,900 | 747,600 | 732,000 | 628,300 | 9,902,600 |
| 令和2年度 | 363,400 | 358,500 | 602,600 | 577,500 | 762,600 | 718,000 | 822,800 | 837,200 | 852,100 | 610,100 | 569,800 | 651,600 | 7,726,200 |
| 令和3年度 | 732,900 | 591,900 | 630,400 | 560,900 | 508,500 | 505,000 | 608,700 | 684,000 | 692,200 | 509,300 | 451,400 | 581,400 | 7,056,600 |
| 計 | 1,995,800 | 1,873,600 | 2,093,900 | 1,944,200 | 2,128,700 | 2,085,300 | 2,219,600 | 2,397,600 | 2,465,200 | 1,867,000 | 1,753,200 | 1,861,300 | 24,685,400 |

◆国分寺駅北口地下自転車駐車場

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 令和元年度 | | | | | | | | | 2,951,900 | 3,189,700 | 3,437,400 | 3,060,100 | 12,639,100 |
| 令和2年度 | 1,369,700 | 1,356,800 | 2,742,400 | 3,138,000 | 4,205,100 | 4,274,600 | 4,847,500 | 5,172,900 | 5,080,000 | 3,935,400 | 4,238,700 | 5,189,600 | 45,550,700 |
| 令和3年度 | 5,631,700 | 4,881,600 | 5,747,200 | 5,514,700 | 5,114,400 | 5,413,900 | 6,471,100 | 7,175,100 | 7,023,400 | 5,819,300 | 5,105,500 | 6,595,300 | 70,493,200 |
| 計 | 7,001,400 | 6,238,400 | 8,489,600 | 8,652,700 | 9,319,500 | 9,688,500 | 11,318,600 | 12,348,000 | 15,055,300 | 12,944,400 | 12,781,600 | 14,845,000 | 128,683,000 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 合計 | 16,753,700 | 15,454,050 | 18,993,700 | 18,674,500 | 20,093,550 | 20,273,150 | 22,483,400 | 24,153,800 | 27,004,400 | 22,611,300 | 22,037,000 | 24,712,000 | 253,244,550 |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|

国分寺市有料自転車等駐車場 光熱水費等支払実績

(単位:円) **別紙 4**

◆西国分寺駅南口・西国分寺南口第2自転車駐車場の合算(令和2年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 105,279 | 121,509 | 126,894 | 131,215 | 137,430 | 124,681 | 119,774 | 120,892 | 132,270 | 132,402 | 125,765 | 127,867 | 1,505,978 |
| 水道代 | 4,422 | 0 | 4,494 | 0 | 4,494 | 0 | 4,470 | 0 | 4,494 | 0 | 4,518 | 0 | 26,892 |
| 通信費 | 6,028 | 5,182 | 6,087 | 5,055 | 5,112 | 5,607 | 4,968 | 5,022 | 4,847 | 4,917 | 5,131 | 5,165 | 63,121 |
| 計 | 109,701 | 121,509 | 131,388 | 131,215 | 141,924 | 124,681 | 124,244 | 120,892 | 136,764 | 132,402 | 130,283 | 127,867 | 1,532,870 |

◆西国分寺駅北口・西国分寺北口第2自転車駐車場の合算(令和2年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 電気代 | 27,988 | 24,641 | 24,989 | 26,462 | 32,573 | 28,675 | 24,276 | 27,328 | 34,650 | 34,804 | 28,877 | 26,375 | 341,638 |
| 水道代 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 17,886 |
| 通信費 | 5,034 | 5,443 | 5,545 | 6,719 | 6,490 | 5,721 | 5,912 | 5,252 | 5,055 | 5,162 | 4,393 | 4,620 | 65,346 |
| 計 | 27,988 | 27,622 | 24,989 | 29,443 | 32,573 | 31,656 | 24,276 | 30,309 | 34,650 | 37,785 | 28,877 | 29,356 | 359,524 |

◆国分寺駅北口自転車駐車場(令和2年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 162,671 | 143,389 | 149,228 | 151,416 | 152,693 | 153,800 | 162,251 | 161,669 | 171,416 | 168,529 | 158,081 | 142,851 | 1,877,994 |
| 水道代 | 3,856 | 0 | 3,880 | 0 | 3,880 | 0 | 3,905 | 0 | 4,155 | 0 | 3,905 | 0 | 23,581 |
| 通信費 | 9,769 | 9,090 | 17,295 | 13,044 | 11,111 | 7,815 | 6,636 | 5,921 | 6,021 | 5,913 | 6,098 | 6,279 | 104,992 |
| 計 | 166,527 | 143,389 | 153,108 | 151,416 | 156,573 | 153,800 | 166,156 | 161,669 | 175,571 | 168,529 | 161,986 | 142,851 | 1,901,575 |

◆国分寺駅南口自転車駐車場(令和2年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 245,073 | 247,862 | 243,471 | 363,785 | 521,884 | 318,659 | 224,435 | 220,220 | 228,862 | 227,529 | 207,343 | 224,267 | 3,273,390 |
| 水道代 | 4,397 | 0 | 4,446 | 0 | 4,422 | 0 | 4,446 | 0 | 4,446 | 0 | 4,518 | 4,446 | 31,121 |
| 通信費 | 19,840 | 21,157 | 19,428 | 12,517 | 14,022 | 18,525 | 15,076 | 12,727 | 14,698 | 12,878 | 13,226 | 15,048 | 189,142 |
| 計 | 249,470 | 247,862 | 247,917 | 363,785 | 526,306 | 318,659 | 228,881 | 220,220 | 233,308 | 227,529 | 211,861 | 228,713 | 3,304,511 |

◆国分寺駅北口地下自転車駐車場(令和2年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 239,840 | 251,336 | 238,940 | 258,394 | 256,804 | 268,398 | 268,310 | 242,366 | 230,803 | 219,790 | 217,206 | 228,813 | 2,921,000 |
| 水道代 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,868 | 2,868 |
| 通信費 | 19,012 | 19,598 | 15,120 | 15,247 | 15,958 | 16,739 | 16,944 | 17,178 | 15,425 | 14,990 | 15,271 | 21,083 | 202,565 |
| 計 | 258,852 | 270,934 | 254,060 | 273,641 | 272,762 | 285,137 | 285,254 | 259,544 | 246,228 | 234,780 | 232,477 | 252,764 | 3,126,433 |

| 合計 | 812,538 | 811,316 | 811,462 | 949,500 | 1,130,138 | 913,933 | 828,811 | 792,634 | 826,521 | 801,025 | 765,484 | 781,551 | 10,224,913 |
|----|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|
|----|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|

◆西国分寺駅南口・西国分寺南口第2自転車駐車場(令和3年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 127,427 | 127,230 | 129,248 | 143,650 | 143,560 | 138,614 | 138,879 | 142,226 | 165,133 | 174,948 | 164,847 | 170,154 | 1,765,916 |
| 水道代 | 4,470 | 0 | 4,494 | 0 | 4,470 | 0 | 4,494 | 0 | 4,470 | 0 | 4,518 | 0 | 26,916 |
| 通信費 | 5,661 | 4,277 | 4,920 | 5,198 | 4,392 | 4,814 | 4,913 | 7,033 | 5,106 | 4,692 | 4,583 | 4,301 | 59,890 |
| 計 | 137,558 | 131,507 | 138,662 | 148,848 | 152,422 | 143,428 | 148,286 | 149,259 | 174,709 | 179,640 | 173,948 | 174,455 | 1,852,722 |

◆西国分寺駅北口・西国分寺北口第2自転車駐車場(令和3年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 電気代 | 23,001 | 22,851 | 24,378 | 31,793 | 29,284 | 29,712 | 29,415 | 32,689 | 43,751 | 42,987 | 41,339 | 36,190 | 387,390 |
| 水道代 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 0 | 2,981 | 17,886 |
| 通信費 | 5,083 | 5,430 | 6,121 | 4,549 | 4,723 | 4,730 | 4,328 | 5,020 | 5,755 | 5,526 | 5,439 | 13,511 | 70,215 |
| 計 | 28,084 | 31,262 | 30,499 | 39,323 | 34,007 | 37,423 | 33,743 | 40,690 | 49,506 | 51,494 | 46,778 | 52,682 | 475,491 |

◆国分寺駅北口自転車駐車場(令和3年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 147,283 | 142,362 | 145,076 | 139,698 | 172,364 | 157,197 | 180,107 | 174,695 | 202,304 | 200,311 | 184,519 | 174,878 | 2,020,794 |
| 水道代 | 3,880 | 0 | 3,880 | 0 | 4,908 | 0 | 4,406 | 0 | 3,905 | 0 | 0 | 8,168 | 29,147 |
| 通信費 | 7,815 | 8,511 | 6,095 | 5,474 | 5,860 | 5,736 | 5,756 | 6,626 | 6,058 | 5,491 | 6,244 | 5,757 | 75,423 |
| 計 | 158,978 | 150,873 | 155,051 | 145,172 | 183,132 | 162,933 | 190,269 | 181,321 | 212,267 | 205,802 | 190,763 | 188,803 | 2,125,364 |

◆国分寺駅南口自転車駐車場(令和3年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 253,506 | 530,565 | 434,570 | 464,124 | 499,462 | 556,897 | 481,446 | 402,695 | 338,183 | 374,290 | 355,329 | 383,061 | 5,074,128 |
| 水道代 | 0 | 0 | 4,397 | 0 | 4,397 | 0 | 4,422 | 0 | 4,397 | 0 | 4,470 | 0 | 22,083 |
| 通信費 | 14,163 | 14,364 | 21,892 | 18,288 | 17,002 | 20,717 | 20,983 | 19,328 | 16,708 | 88,223 | 15,746 | 25,295 | 292,709 |
| 計 | 267,669 | 544,929 | 460,859 | 482,412 | 520,861 | 577,614 | 506,851 | 422,023 | 359,288 | 462,513 | 375,545 | 408,356 | 5,388,920 |

◆国分寺駅北口地下自転車駐車場(令和3年度)

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 電気代 | 206,764 | 228,869 | 226,240 | 247,946 | 246,754 | 267,668 | 274,302 | 270,094 | 277,226 | 271,390 | 290,883 | 315,950 | 3,124,086 |
| 水道代 | 4,358 | 0 | 4,130 | 0 | 4,086 | 0 | 4,086 | 0 | 4,086 | 0 | 4,108 | 0 | 24,854 |
| 通信費 | 17,479 | 18,810 | 18,937 | 17,503 | 20,858 | 17,992 | 22,576 | 20,685 | 20,056 | 20,430 | 19,783 | 20,491 | 235,600 |
| 計 | 228,601 | 247,679 | 249,307 | 265,449 | 271,698 | 285,660 | 300,964 | 290,779 | 301,368 | 291,820 | 314,774 | 336,441 | 3,384,540 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 合計 | 820,890 | 1,106,250 | 1,034,378 | 1,081,204 | 1,162,120 | 1,207,058 | 1,180,113 | 1,084,072 | 1,097,138 | 1,191,269 | 1,101,808 | 1,160,737 | 13,227,037 |
|----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|

国分寺市有料自転車等駐車場 簡易修繕実績一覧

(単位：円)

| 年度 | 件名 | 修繕金額 | 西国分寺駅南口 | 西国分寺駅南口第2 | 西国分寺駅北口 | 西国分寺駅北口第2 | 国分寺駅南口 | 国分寺駅南口原動機付 | 殿ヶ谷戸庭園西 | 国分寺駅北口 | 国分寺駅北口地下 | 修繕金額年度合計 |
|--------|---------------------------------|--------|---------|-----------|---------|-----------|--------|------------|---------|--------|----------|----------|
| 平成29年度 | 西国分寺駅北口自転車駐車場照明灯修繕 | 56,700 | | | ○ | | | | | | | 151,524 |
| 平成29年度 | 西国分寺駅南口自転車駐車場消防設備修繕 | 24,624 | ○ | | | | | | | | | |
| 平成29年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場非常照明設備予備電池交換修繕 | 70,200 | | | | | | | | ○ | | |
| 平成30年度 | 西国分寺レガ敷地内街灯修繕 | 38,016 | ○ | | | | | | | | | 328,028 |
| 平成30年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場消防設備修繕(補給水槽ポータップ修繕) | 29,700 | | | | | | | | ○ | | |
| 平成30年度 | 国分寺駅南口自転車駐車場窓ガラス修繕 | 87,480 | | | | | ○ | | | | | |
| 平成30年度 | 西国分寺駅南口第2自転車駐車場照明灯修繕 | 76,356 | | ○ | | | | | | | | |
| 平成30年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場内照明灯修繕 | 11,264 | | | | | | | | ○ | | |
| 平成30年度 | 西国分寺駅北口自転車駐車場照明灯修繕 | 11,448 | | | ○ | | | | | | | |
| 平成30年度 | 国分寺駅北口屋上階床面修繕 | 43,740 | | | | | | | | ○ | | |
| 平成30年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場自動空気入れ機修繕 | 6,912 | | | | | | | | ○ | | |
| 平成30年度 | 国分寺駅南口自転車駐車場自動空気入れ機修繕 | 6,912 | | | | | ○ | | | | | |
| 平成30年度 | 国分寺駅南口自転車駐車場シャッター修繕 | 16,200 | | | | | ○ | | | | | |
| 令和元年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場照明灯修繕 | 62,100 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和元年度 | 西国分寺駅南口自転車駐車場照明灯修繕 | 45,090 | ○ | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 西国分寺駅南口自転車駐車場照明灯修繕 | 13,090 | ○ | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場照明灯修繕 | 13,200 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和元年度 | 西国分寺駅南口シャッター修繕 | 60,500 | ○ | | | | | | | | | |
| 令和元年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場自動空気入れ機修繕 | 7,992 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和元年度 | 国分寺駅南口自転車駐車場自動空気入れ機修繕 | 7,992 | | | | | ○ | | | | | |
| 令和元年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場シャッター修繕 | 9,900 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和2年度 | 国分寺駅南口自転車駐車場シャッター修繕 | 41,800 | | | | | ○ | | | | | 140,910 |
| 令和2年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場踊り場床修繕 | 40,700 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和2年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場電気設備修繕 | 22,000 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和2年度 | 国分寺駅南口自転車駐車場シャッター修繕 | 16,500 | | | | | ○ | | | | | |
| 令和2年度 | 西国分寺駅北口自転車駐車場照明灯修繕 | 6,710 | | ○ | | | | | | | | |
| 令和2年度 | 西国分寺駅南口自転車駐車場照明灯修繕 | 13,200 | ○ | | | | | | | | | |
| 令和3年度 | 西国分寺駅南口自転車駐車場照明灯修繕 | 9,900 | ○ | | | | | | | | | 328,680 |
| 令和3年度 | 国分寺駅北口地下自転車駐車場自転車ラック修繕 | 14,300 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和3年度 | 国分寺駅南口・北口自転車駐車場照明灯修繕 | 75,900 | | | | | ○ | | | ○ | | |
| 令和3年度 | 国分寺駅北口自転車駐車場照明灯修繕 | 89,100 | | | | | | | | ○ | | |
| 令和3年度 | 西国分寺駅北口自転車駐車場分電盤回路修繕 | 33,880 | | | ○ | | | | | | | |
| 令和3年度 | 国分寺駅南口・北口自転車駐車場照明灯修繕 | 50,600 | | | | | ○ | | | ○ | | |
| 令和3年度 | 国分寺駅南口自転車駐車場屋上階出入口修繕 | 55,000 | | | | | ○ | | | | | |